

身體障害者
知的障害者
精神障害者

旅客運賃割引規則

目 次

第 1 条 適用範囲	1
第 2 条 身体障害者	1
第 3 条 知的障害者	2
第 4 条 精神障害者	3
第 5 条 介護者	3
第 6 条 割引乗車券の発売	3
第 7 条 割引乗車券の種類および割引率	4
第 8 条 取扱区間	5
第 9 条 割引乗車券の効力	5
第 10 条 払いもどし	5
第 11 条 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳・精神障害者手帳の携帯	5
第 12 条 その他の取り扱い	5

(適用範囲)

第1条 この規則は、身体障害者・知的障害者が単独または介護者とともに、当社線および連絡運輸の取り扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚または平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能・言語機能またはそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害がある者

2 前項の身体障害者のうち、運賃割引に関連する取り扱いを行う第1種身体障害者および第2種身体障害者を、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「第1種身体障害者」とは、下表の障害の区分について、同表に掲げる障害の程度（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項および別表第5号に規定する障害の級別をいう。）に該当する障害を有する者または、下表の障害の区分に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が同表の障害の程度に準ずる者で、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種身体障害者である旨が明記されている者をいう。

身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則

障害の区分		障害の程度（等級）	
視覚障害		1 級から 3 級および 4 級の 1	
聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	2 級および 3 級	
	平衡機能障害	—	
音声機能または そしゃく機能障害		—	
肢体 不自由	上肢	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2	
	下肢	1 級、2 級および 3 級の 1	
	体幹	1 級から 3 級	
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病変 による運動機能障害	上肢機能	1 級および 2 級
		移動機能	1 級から 3 級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・ヒト免疫不全ウィルス による免疫または肝臓の機能障 害	心臓・腎臓・呼吸器 または小腸の機能障害	1 級、3 級および 4 級	
	ぼうこう または直腸の 機能障害	1 級および 3 級	
	ヒト免疫不全ウィルス による免疫または 肝臓の機能障害	1 級から 4 級	

- (2) 「第 2 種身体障害者」とは、前号以外の身体障害者で、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第 2 種身体障害者である旨が明記されている者をいう。

(知的障害者)

第 3 条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日 厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

- 2 前項の知的障害者のうち、運賃割引に関連する取り扱いを行う第 1 種知的障害者および第 2 種知的障害者を、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「第 1 種知的障害者」とは、次に掲げる者および障害度がこれよりも重い者で、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第 1 種知的障害者である旨が明記されている者をいう。

- ① 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者
- ② 肢体不自由・盲・ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者

- (2) 「第 2 種知的障害者」とは、前号以外の知的障害者で、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第 2 種知的障害者である旨が明記されている者をいう。

(精神障害者)

第4条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

- 2 前項の精神障害者のうち、運賃割引に関連する取り扱いを行う第1種精神障害者および第2種精神障害者を、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 「第1種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害等級が1級の者をいう。
 - (2) 「第2種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害等級が2級又は3級の者をいう。

(介護者)

第5条 身体障害者または知的障害者、精神障害者（以下、「障害者」という。）が第1種障害者および定期券を使用する12才未満の第2種障害者であるときは、障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

ただし、障害者が車いすを使用する場合は、JR線連絡となるものを除き、障害者1人に対して2人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が障害者と同一で、同時に購入する場合に限る。
- 3 IC証票乗車券取扱規則第9条第2項第3号に規定するとおり、特別割引用ICカードを使用する身体障害者に対する介護者のうち、介護者用カードを使用しない介護者は、前項の規定にかかわらず、普通乗車券で乗車するものとする。

(割引乗車券の発売)

第6条 障害者が身体障害者手帳または療育手帳を係員に呈示し、割引乗車券の購入の申し出があった場合は、第6条に規定する乗車券を発売する。

- 2 前項に規定する身体障害者手帳または療育手帳の呈示は、「ミライロID」の呈示をもって、これに代えることができるものとする。

なお、「ミライロID」とは、第1条第1項に規定する身体障害者手帳または第3条第1項に規定する療育手帳、第4条第1項に規定する精神障害者手帳に記載されている情報を携帯型端末に取り込み、同情報を携帯型端末の画面に表示させる機能を持つ、株式会社ミライロが運営するアプリケーションをいう。

(割引乗車券の種類および割引率)

第7条 障害者および介護者に対して、割引の取り扱いを行なう乗車券の種類および割引率は、次のとおりとする。

	券種	割引条件	割引率	
第1種障害者	単独乗車	普通	片道1回の乗車で、乗車区間が神鉄線および連絡線にわたって延べ101キロメートル以上のとき	5割引
		回数	×	
		定期	×	
	介護者つき乗車	普通	障害者および介護者とも	5割引
			障害者が乳幼児の場合の介護者 (乳幼児に対しては、運賃を収受しない。)	
		回数	障害者および介護者とも	
			障害者が乳幼児の場合の介護者 (乳幼児に対しては、運賃を収受しない。)	
		定期	障害者および介護者とも	
			障害者が小児の場合は、介護者のみ 障害者が乳幼児の場合の介護者 (乳幼児に対しては、運賃を収受しない。)	
第2種障害者	単独乗車	普通	片道1回の乗車で、乗車区間が神鉄線および連絡線にわたって延べ101キロメートル以上のとき	5割引
		回数	×	
		定期	×	
	介護者つき乗車	普通	×	
		回数	×	
		定期	障害者が小児の場合は、介護者のみ	5割引
			障害者が乳幼児の場合の介護者 (乳幼児に対しては、運賃を収受しない。)	

- (注) 1 障害者割引の端数計算は、割引額を差し引いて10円単位に切り上げる。
 連絡運輸の場合は、各線別に行なう。ただし、JR線は、10円単位に切り捨てる。
 2 障害者には通勤・通学定期券を発売するが、介護者に対しては、通勤定期券に限る。
 3 発売する回数券は、普通回数券に限る。

(取扱区間)

第8条 障害者および介護者に対して、発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡運輸の取り扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸の取り扱いをする他社線を通じて片道101キロメートル以上の区間を乗車するときに限る。

(割引乗車券の効力)

第9条 障害者と介護者が、種類・乗車区間および通用期間が同一の乗車券を同時に購入し、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(払いもどし)

第10条 障害者と介護者が、同時に払いもどしをする場合に限り、旅客営業規則および旅客営業取扱基準規程の規定に基づき取り扱う。

(身体障害者手帳・知的障害者療育手帳・精神障害者手帳の携帯)

第11条 割引乗車券を購入し列車に乗車する障害者は、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者手帳を携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
なお、身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者手帳の呈示は、「ミライロ ID」の呈示をもって、これに代えることができるものとする。

(その他の取り扱い)

第12条 前各条の規定以外の取扱いは、旅客営業規則、旅客営業取扱基準規程の規定による。

